



お知らせカレンダー

No. 1787 【 12月28日 発行 】

令和6年1月1日 ~ 令和6年1月14日

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,660 世帯

人口 5,077 人

男: 2,480 人

女: 2,597 人

(令和5年11月30日現在)



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
1	(月)	新年式 茶花・叶・城・朝戸・西区・東区・古里・那間 新年式 立長	10:00~ 11:00~	各自治公民館 立長自治公民館	与論町自治公民館連絡協議会
2	(火)	二十歳のつどい(旧成人式)	11:00~12:20	砂美地来館	与論町・教育委員会
3	(水)				
4	(木)	仕事始め			
5	(金)				
6	(土)				
7	(日)	令和6年消防出初式	15:00~17:00	役場駐車場	総務企画課
8	(月)	成人の日			
9	(火)				
10	(水)				
11	(木)				
12	(金)	1歳6か月児健診(対象児: R4.4.27~R4.7.11生) 3歳児健診(対象児: R2.4.28~R2.7.12生)	受付時間 (13:00~13:15) 受付時間 (13:00~13:15)	保健センター	保健センター
13	(土)				
14	(日)				

昇龍苑からののお知らせ

———年末年始の火葬業務について———

- ・今年の業務は令和5年12月31日の午前中までとなります。
 - ・令和6年1月1日は休館日となります。
 - ・令和6年1月2日からは通常通りの業務となります。
- 町民の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

与論町役場 町民生活課 TEL97-4930

昇龍苑

TEL080-8573-5623

事業者(所)の皆様へ

令和5年分賃金等の支払い額の報告について(お願い)

令和5年中に給与等(給与、賞与、パート・アルバイト含む)の支払いをした事業所又は個人事業主の方は、令和6年度の課税資料として賃金等の給与支払報告書の提出をお願いします。

- 1 提出内容 支払をした従業員等の住所、氏名、電話番号、支払った金額
 - 2 対象期間 令和5年1月1日~令和5年12月31日
(上記期間において、事業者(所)から支払いをした金額)
 - 3 様式 特に指定しません
 - 4 提出先 給与等受給者が、令和6年1月1日現在において住所のある市町村
 - 5 提出期限 令和6年1月31日(水) ※早期提出にご協力をお願いいたします。
- お問い合わせ先 与論町役場税務課 TEL0997-97-3133

第25回新春書き初め大会のお知らせ



今年度も、小・中・高校生を対象に書き初め大会を実施します。用紙での申込期間は終了していますが、二次元コードでの申込は1月3日(水)まで受け付けています。大人の皆様の参加も可能です。ふるってお申し込みください。

- 1 日時 令和6年1月5日(金) 14:00~15:30
※ 受付は13:40から
- 2 会場 与論町中央公民館 2階 大ホール
- 3 参加費 無料
- 4 指導講師 和田 きみ子 先生

申込フォームはこちら(実施要項もご覧いただけます。) →



《お問い合わせ先: 教育委員会事務局学務課 (97-2441 担当 兒玉)》

令和6年 自治公民館新年式のご案内

令和6年新年式を次のとおり各集落の公民館で実施いたします。ご多用中かと存じますが、ご参加をお願いいたします。

- | | | |
|---------|------|--|
| 1月1日(月) | 10時~ | 茶花自治公民館
城自治公民館
朝戸自治公民館
西区自治公民館
東区自治公民館
古里自治公民館
叶自治公民館
那間自治公民館 |
| | 11時~ | 立長自治公民館 |

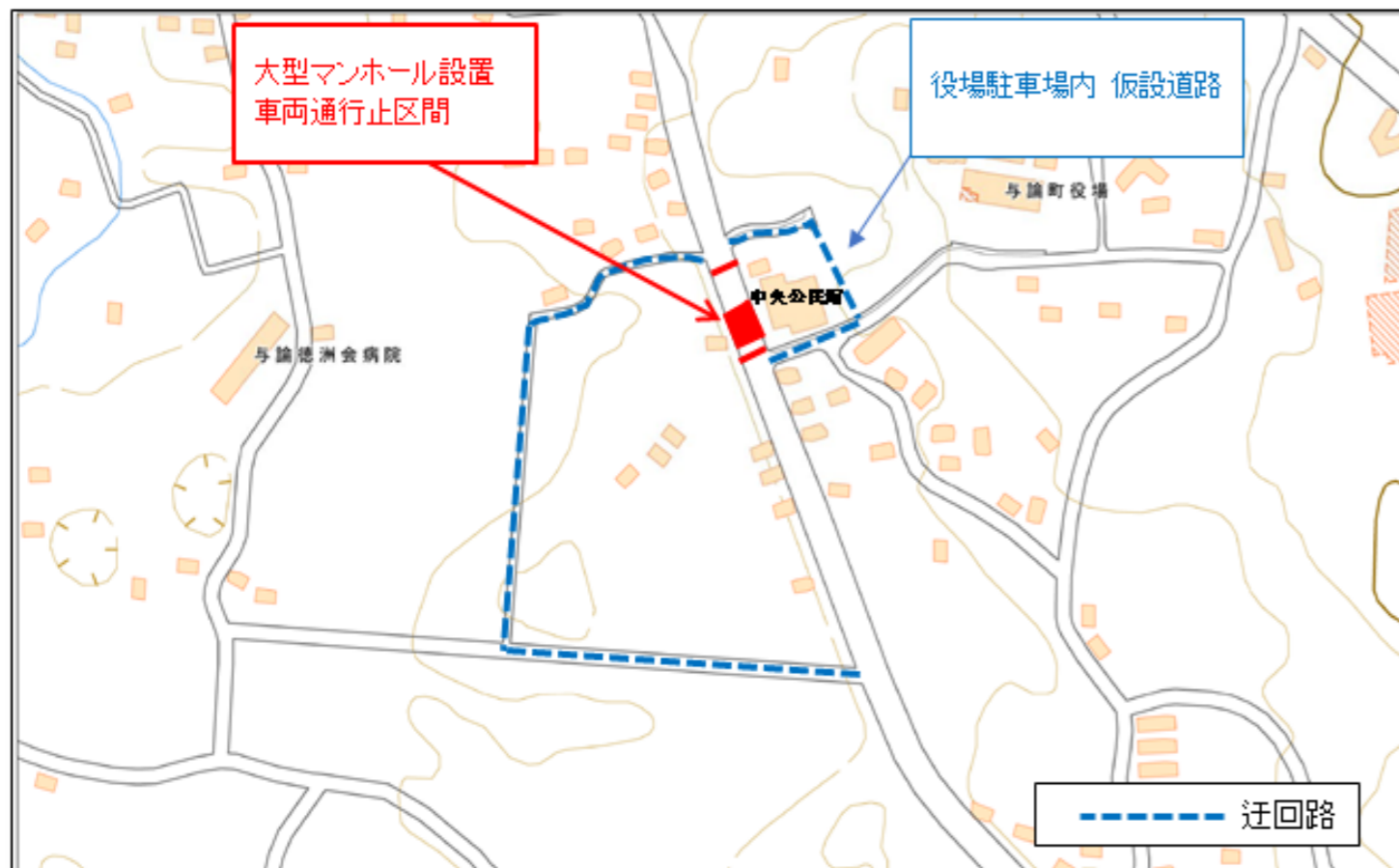
与論町自治公民館連絡協議会 一同

電線地中化工事に伴う車両通行止のお知らせ

現在、中央公民館前(県道)にて、大型マンホールを設置するにあたり**車両通行止**を実施しております。町民の皆様におかれましては、年末年始の多忙な時期に、大変ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

- 工事名 電線共同溝整備(補助)工事(茶花工区)
- 通行止箇所 与論町 茶花 中央公民館前(県道)
- 通行止期間 令和6年1月20日頃まで
- 発注者 鹿児島県 沖永良部事務所 建設課 道路河川係
- 施工者 株式会社 浦口建設 0997-97-4749

迂回路及び規制図



- ・ 歩行者及び自転車をご利用の方は、歩行者用通路をご利用ください。
- ・ 迂回路として役場西側駐車場を使用させていただきます。

水道課からのお知らせ

1. 水道メーター検針について

* 検針期間は毎月1日から7日までとなっております。

*** 各ご家庭の水道メーター周りが、物で塞がっている、草木が生茂り検針出来ない、飼い犬等がつながれており、メーター検針に支障をきたしているところがあります。**

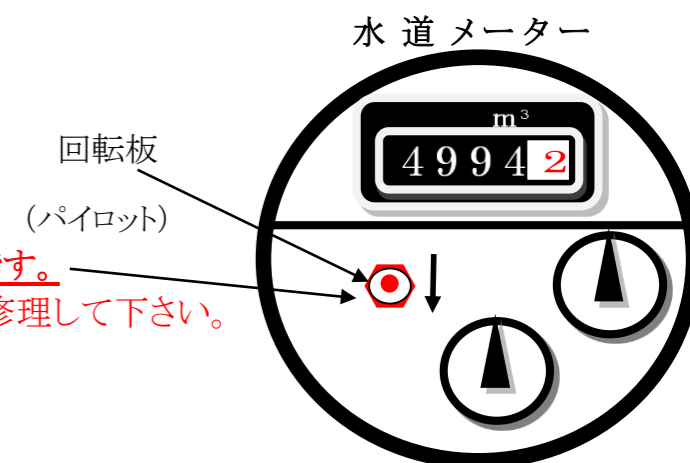
また、木が生茂っていると水道パイプに木の根が巻き付き漏水の原因にもなります。

* 常に水道メーターの検針しやすい環境づくりにご協力をお願い致します。

2. 漏水について

* 自分でできる漏水の確認方法

- 1、蛇口を全部閉める。
- 2、**回転板(パイロット)が回っていると漏水です。**
- 3、与論町指定工事店に連絡されて早く修理して下さい。
※修理費は需要者の負担になります。



* 与論町指定工事店へ (順不同)

- | | | |
|--------------|----------------|------------------|
| 菊池水道 97-2182 | ・ 瀧久建設 97-3720 | ・ ヨシダ管工業 97-4351 |
| 吉田設備 97-4984 | ・ 田畑設備 97-3530 | ・ 原建設 97-4860 |
| 浦口建設 97-4749 | ・ 吉田興建 97-2078 | |

3. 茶花地区農業集落排水施設利用について

最近、排水施設へタオル・ビニール袋・ロープ・下着類・雑巾・油等が流れて污水管が詰まったり、ポンプが動かなくなっております。

下記の注意を守らなければ、排水処理施設の運転に多大な支障をきたすこととなりますので、皆様のご協力をお願いします。

排水設備使用上の注意 (厳重)

- * 雨水を汚水枳おすいすに流さない。汚水枳おすいすの蓋をちゃんと閉める(木の葉等の流入がある)
- * 台所や風呂場、洗面所の目皿に詰まったものは、取り出して処分する。
- * トラップ枳ますは、定期的に掃除する。

以上の件について、町民の皆様のご理解・ご協力をお願い致します。